２０２３年７月１６日発行

村尾光子の
下野市議会報告（第71号）

しもつけ



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@nifty.com

令和5年第2回定例会(5月31日～6月15日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

〇諮問（1件）
- 人権擁護委員の候補者の推薦（小室正男氏：再推薦）

〇承認（専決処分5件）
- R5年度一般会計補正予算（第1号）
- R4年度後期高齢者医療会計補正予算（第3号）
- 市税条例一部改正
- 都市計画税条例一部改正
- 国民健康保険税条例一部改正

〇報告（8件）
- R4 一般会計（3 件：継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書、事故繰越し計算書）
- R4 年度仁良川地区区画整理事業会計繰越明許費繰越計算書
- 水道事業会計繰越計算書
- 下水道事業会計繰越計算書
- 市道における自動車破損損害賠償（2件）

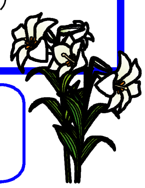
〇R5年度一般会計補正予算（1件）

〇その他（2件）
- 栃木県市町村総合事務組合の規約変更及び脱退に伴う財産処分（退職積立金の精算）

〇議員発議（2件）
- 議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定
- 市議会議員政治倫理条例の一部改正

（上記 2 件は、地方自治法改正により、議員の市との請負契約が 300 万円まで可能となったため）

■一般質問：12議員が質しました。



第3回定例会は 8月31日～9月25日の開会予定です。

いつの間にこんなに暑い季節になったのだろう？皆様、お元気にお過ごしでしょうか。

なんだか初夏の爽やかな季節を満喫しないうちに猛暑になりました。災害は同じ所を襲っているようで、被災された皆様には本当に気の毒です。心からお見舞い申し上げます。

第 2 回定例会は、例年提案議案が少ない。当初予算を決めたばかりなので、簡単には補正予算は組めない。今回は、議案が 3 件とかつて無いほど少なかった。

しかし、専決処分された議案は 5 件、うち 2 件は補正予算だった。それぞれに専決処分しなければならない事情があった。

専決処分：議会を招集する時間的余裕が無いことが明らか

議会報告＆意見交換会

とき：Ｒ５年７月２２日（土）
午後1時30分～3時30分
ところ：グリーンタウンコミュニティセンター・会議室
（緑3-5-4、TEL：0285-44-6301）
報告：石川 浩・加藤好雄・村尾光子 （3議員）

会派下野市民派クラブのメンバーに声を掛け、都合のつく方が報告、遅れての参加者もいます。

※新型コロナウイルス感染症は５類に移行し、世の中は平常に戻りつつありますが、感染拡大の傾向もあります。念のため、マスク着用と手指消毒にご協力をお願い致します。

■R5年度一般会計補正予算

予算総額は 269 億 4112 万円に

(第1号)　補正額　45,177千円　　（専決処分）

低所得のひとり親世帯等に対し、特別給付金を支給して生活支援を行う。(国：R5 年 3 月予備費分)

政府の「可能な限り速やかな支給を」に対応するため、専決処分とした。児童扶養手当受給者は 3 月分の児童扶養交付時(5 月)と同時に支給、そのため専決処分とした。

【歳入】・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金　45,177 千円

【歳出】・低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金支給事業　45,177 千円

《支給対象者》
(1)低所得のひとり親世帯　想定人数 506 人
(2)その他低所得の子育て世帯　想定人数 355 人
支給額：児童 1 人当たり 5 万円
事業費：給付金　861 人× 5 万円＝4,305 万円
事務費　人件費･通信費など 212.7 万円

(第2号) 補正額　5億4595万1千円

【歳入】　（1 万円未満切り捨て）

○国庫支出金　4 億 2662 万円

新型コロナウイルスワクチン接種関連 1 億 1635 、新型コロナ対応地方創生臨時交付金　2 億 1743 、道路橋梁費補助金 8890 、学校保健特別対策 393

○県支出金　672 万円

農業費補助金 601 、小中学校費補助金 70

○繰入金　4000 万円

財政調整基金 6000 、公共施設整備基金 △ 2000

○市債　7260 万円

【歳出】

○住民税非課税世帯への臨時特別給付金支給事業　1 億 4009 万円

住民税非課税世帯給付金 3 万円× 4500 世帯

○障がい福祉施設物価高騰対策支援事業　106 万円

○介護保険施設等物価高騰対策支援事業　1904 万円

上記 2 事業は食事提供している施設へ 1 年間の食材費高騰額の 1/2 補助、
障がい福祉施設 8 施設、介護保険施設 45 施設

○農業経営支援事業　3089 万円

原油価格･物価高騰による農業者の負担軽減を図る

対象者区分	支援金額	対象者見込数
認定農業者(法人)	10 万円	20
認定農業者(個人)	8 万円	212
干瓢生産者 (認定農業者以外)	5 万円	19
上記以外の農業者	5 万円	219

○中小企業者等原油価格･物価高騰対策支援事業　7510 万円

市内に事業所のある中小企業者、NPO 、一般社団法人、一般財団法人へ支給　法人 10 万円(見込み数 487)、個人 5 万円(同 528)

○公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業　492 万円

①路線バス事業者(1 事業者)：下野市地内での走行距離に応じて、燃料価格上昇分 20 円/㍑の 1/2 を交付
②タクシー事業者(7 事業者)
③福祉タクシー事業者(5 事業者※)
（②③：4 万円/台の定額交付）
(※市と事業契約を締結している事業者)

○新型コロナウイルスワクチン接種事業 1 億 1635 万円

○道路橋梁費　1 億 4234 万円

市道 1－14 、1－3 、2－1 、2－29 の工事請負費

○スクールバス安全装置装備　160 万円

国分寺小(2 台)40 、南河内小中(6 台)120

○各学校庁用器具購入費　920 万円

換気対策(CO2 モニター、特別教室に空気清浄機、サーキュレーター等を設置)

《R5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化》

エネルギー･食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地方の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力･ガス･食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額､「低所得世帯支援枠」が措置された。

■本市への重点交付金交付限度額（R5.3.29 通知）

(1)低所得世帯支援枠	98,212 千円
(2)推奨メニュー	148,642 千円
合　計	**2 億 4685 万 4 千円**

※(1)必須事業、交付金充当率 10/10 、R5 年度分の住民税非課税世帯数に応じて、追加交付の予定。
(2)推奨事業メニューは、生活者支援、事業者支援について効果的と考えられる事業メニューが提示されている。交付税充当率 8/10

坂村市長は水道料金基本料金の減免を実施したいと意欲を示した(五戸議員の一般質問に答えて)｡第3回定例会では提案されるかな?

《議会活性化特別委員会中間報告》

市議会議員改選後の R4 年第 2 回定例会で特別委員会を設置した。委員は議長を除く全議員。

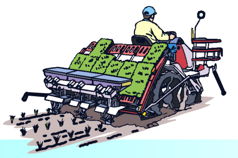
《議会活性化を進めるための議長からの諮問事項》

1 議会運営の改革について
2 議員研修のあり方について
3 議員報酬及び政務活動費について

《これまでの検討結果》：議会運営の改革

①本会議での一般質問、市長の所信表明については ﾘｱﾙﾀｲﾑでの配信を行う方針。録画配信も行う。
②来庁者に向けた本会議のリアルタイム放映は第 3 回定例会から庁舎 1 階のモニターで行う。
③議場モニターを活用した一般質問等の資料表示は、検討の結果、傍聴者へは閲覧用資料を用意する。
FM ゆうがおを含めた広報広聴機能は継続検討。





村尾光子の 一般質問



どう進める?「とちぎグリーン農業推進方針」

本年 3 月下旬に新聞報道された「とちぎグリーン農業推進方針」（以下、推進方針）は栃木県と県内全ての市町が共同して策定された。これには、各市町の重点的な取組の一覧表が掲載されている。つまり、下野市の基本方針でもある。

(1)農水省がR4年9月に発行した「みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成等の手引き」によると、策定に当たって配慮すべき事項(p9)として、地域の合意形成の促進が挙げられ、

「関係者との意見交換の実施、必要に応じて、関係者で構成する協議会を組織して事前に協議するなど地域の食料システムの相互連携と合意形成を促すことに配慮するものとする」とある。

地域の合意形成に向けてどのように取り組んだのか。(誰にどのような形で意向把握をしたのか)

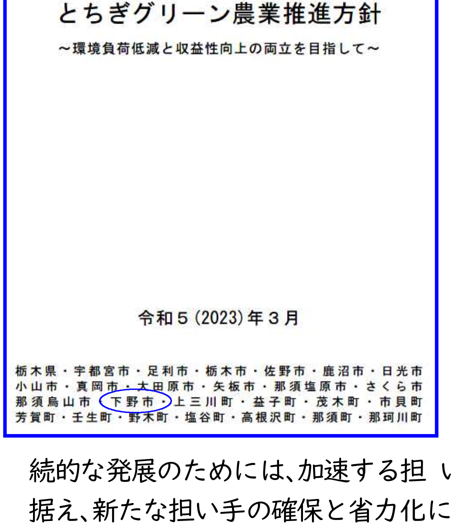
【坂村市長】国は、国内農林水産業の生産力強化と持続性の両立を実現させるための施策方針として、「みどりの食料システム戦略」を策定し（2021.5）、CO2 のゼロエミッション化の実現、化学農薬･化学肥料の使用量削減、有機農業の取組面積割合の拡大など、農業分野における 14 事業について、目標を設定した。

さらに、農業生産者のみならず、事業者や消費者など、食に関わる全ての人の連携によってみどりの食料システム戦略の目標を達成するため、2022 年 7 月に「（通称）みどりの食料システム法」（※）が施行された。

※正式名称：「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」

この法律では、環境負荷低減につながる有機農業の推進や、新技術開発などの取組を後押しすることを目的とした認定制度が設けられているほか、行政や事業者、消費者の責務、国が講ずるべき施策などが規定されている。

また、地域のモデル的な取組創出と横展開を効果的に進めるため、市町村と都道府県は共同して環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を策定することとされており、栃木県では県主導により、県内 25 市町共同の「とちぎグリーン農業推進方針」を本年 3 月に策定した。


とちぎグリーン農業推進方針

～環境負荷低減と収益性向上の両立を目指して～

令和５(2023)年３月

栃木県・宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市
小山市・真岡市・大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市
那須烏山市・下野市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町
芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町

我が国の農業の持続的な発展のためには、加速する担 い手減少や高齢化を見据え、新たな担い手の確保と省力化による労働生産性の向上、環境負荷軽減が重要と考える。

県が策定した推進方針では、環境負荷低減と収益性の向上を両立させる農業生産の実現を目指すものである。県と市町の役割分担は

県：広域ビジョンとしての計画策定と技術普及

市町：事業者と生産者のマッチング、土地の利用調整等の具体的取組



であり、双方が連携して取り組む計画である。

県は、この計画の策定時には生産、流通、消費の各分野ごとに地域を代表する団体で構成する「とちぎグリーン農業推進協議会」にて、意見交換を通じた合意形成を図りながら策定した、とのことだ。

本市では、県が実施した市町担当者への説明会や重点取組アンケート調査等を通じて、県と市町双方の情報の連携と合意形成が図られたと認識している。

(2)「推進方針」には、各市町の重点的な取組の一覧表が掲載されている(p15)。それによると本市は①土壌診断に基づく適正施肥の推進、②耕畜連携による堆肥利用の促進、③スマート農業技術の導入による省力化の推進、について、重点的に取り組むとしている。

これらの項目はひいては有機農業への転換に繋がると思われるが、有機農業取組面積拡大や学校給食の有機化を掲げている市町が13ある中で、本市の有機農業への取組姿勢は消極的と言わざるを得ない。

また、「推進方針」での県全体の2030年の目標値は示されているものの、市町はどのような目標値を掲げているのか不明である。

本市は何にどのように取り組むのかを明確にすべく、「下野市版取組方針」(仮称)を策定すべきではないか。

【坂村市長】県の「推進方針」では各市町での重点的な取組で、環境に配慮した持続可能な農業生産の普及、拡大への推進、有機農業等に先進的に取り組むモデル地区の創出と県全体への波及についても示している。有機農業は様々な課題による難易度の高い生産手法の一つだ。

昨年度実施した市内の有機農業に取り組む農業者への「有機農業の現状と課題等を把握するためのアンケート調査」の結果から、有機農業拡大のハードルの高さと、様々な課題解決に向けた工夫の必要性を感じた。

今後の有機農業推進のあり方を検討するために、今年度は、市内全農業者の考え方を把握するためのアン

ケ ート調査を実施する。その結果を踏まえた上で、慎重に検討する。

また、本市の重点目標は、既に取り組んでいる内容だが、今後、化学肥料の更なる削減による土壌性質改善を目指し、環境に配慮した農業生産体制を構築するために設定した。具体的な推進方法についても、農業者の意向を踏まえて、慎重に検討する。

「とちぎグリーン農業推進方針」は、各市町を県全体のエリアの一部として捉え、県と市町が一体となって取り組むことを前提に、市町の取組を包含した広域ビジョン計画であるので、本市独自の計画策定は考えていない。

(3)「推進方針」には「地域ぐるみの取組の推進と成果の普及･拡大を図るため、各市町においても協議会等の設置を推進します。」(p1)と明記されている。どう応するのか。設置する際には、その構成員はどのようか。

【坂村市長】本市の生産体系は慣行栽培が主流であり、有機栽培に取り組む農業者 6 名にとどまっている。

有機栽培を行うには、雑草や病害虫防除対策に付随する周辺農場への影響、慣行栽培では周辺有機栽培農場への農薬の飛散等、双方の視点から様々な課題がある。

今後、環境に配慮した取組による農業の促進を図るためには、新規農業者をはじめとする農業者の確保と定着や、慣行農業からの転換を希望する農業者をしっかりと把握するすることが重要だ。その上で、多様な農業者の考え方を尊重し、慣行栽培と有機栽培が共存できるよう取り組まねばならない。



協議会の設置についても、全農業者へのアンケート調査結果を踏まえて慎重に検討を進める。

(4)みどりの食料システム法第16条第9項では、「市町村及び都道府県は、基本計画が農林水産大臣の同意を得たときには、遅滞なくこれを公表しなければならない。」と規定している。しかし、市ホームページには掲載が無く、栃木県ホームページへのリンクもない。何故か。

この質問通告書は5月22日に提出した。この時点では市ホームページには掲載が無かったが、5月24日付けで掲載された。

環境負荷低減に努め持続可能な農業を目指す必要性を周知し、理解を深め共に行動する仲間を増やさなければ効果は期待できない。先ずは周知することだろう

【坂村市長】農水省が公開しているみどりの食料システム法 Q&A では、都道府県が主導して全市町と連名で作成する場合は、都道府県のホームページ上で公開すれば足りるものと考えていると示している。

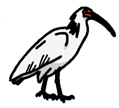
広く周知を図り、計画推進に向けて取り組んでいく。

(5)今後、緑の食料システム戦略推進交付金の活用や特定区域の設定の予定はあるのか。

【坂村市長】本市では、環境負荷低減の取組の一つである有機農業に取り組んでいる農業者がおられるが、取り組まれている農地は市内に分散している状況である。今後、更なる効率化や生産力の拡大を目指すには、農地の集約化や一団地化の形成等が図れる耕作地を増やしていかなければならない。

県内の有機農業の取組事例として、小山市がR5.3 月にオーガニックビレッジ宣言をした。有機農業の取組面積は、現在 8 ㌶である。

本市での有機農業者の取組面積は約 23 ㌶となっており、栃木県が地域ぐるみで環境負荷低減に向けた農業の取組を推進していく上で、一定の貢献ができていると考える。



本市において、将来的に特定区域を設定する場合には、まずは、様々な生産方式の農業者の方々の視点から、各地域の現状や課題について意見を伺い、その地域における将来の農業のあり方を慎重に見極め、より効率的で省力化が図れる農地の集約化に取り組んでいきたい。

その上で、環境と調和のとれた持続可能な生産方式について、地域レベルでどのような取組が可能か検討を進め、具体化された取組については、有利な交付金の活用についても検討する。



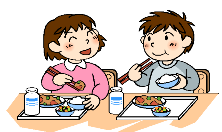
《みどりの食料システム戦略推進交付金》
みどりの食料システム戦略に基づき、各地域の状況に応じて、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とした支援制度

《特定区域》（法第 15 条第 2 項第 3 号）
地域における環境負荷低減の効果を高めるものとして、農林水産省令で定める環境負荷低減事業活動の促進を図る、特定の区域を設定すること

(再質問)有機農業推進を提案してから5、6年は経過している。少しでも前に進めていただきたい。できるところから、と言う意味で小規模校の学校給食を有機米、有機野菜に替えていくことは実現可能性が高いと思う。取り組んでみようという考えはどうか。

【栃本産業振興部長】学校給食は大きな保証先になりトータル的には理解するが、生産体制が整わないなど、課題がある。

【坂村市長】実現医はハードルが高いと思うが、子ども達が有機農業を学ぶ機会として、一部食材を利用することは研究していきたい。



(6)R5年4月、改正農業基盤強化促進法が施行され、現在の「人・農地プラン」は、誰が、どのように、耕作するのかを定めた「集積・集約の将来図(目標地図)」も含めた「地域計画」にシフトし、R6年度末を目標に策定する、と市ホームページに掲載されていた。
この「地域計画」に「とちぎグリーン農業推進方針」の理念を盛り込めないか。

【坂村市長】

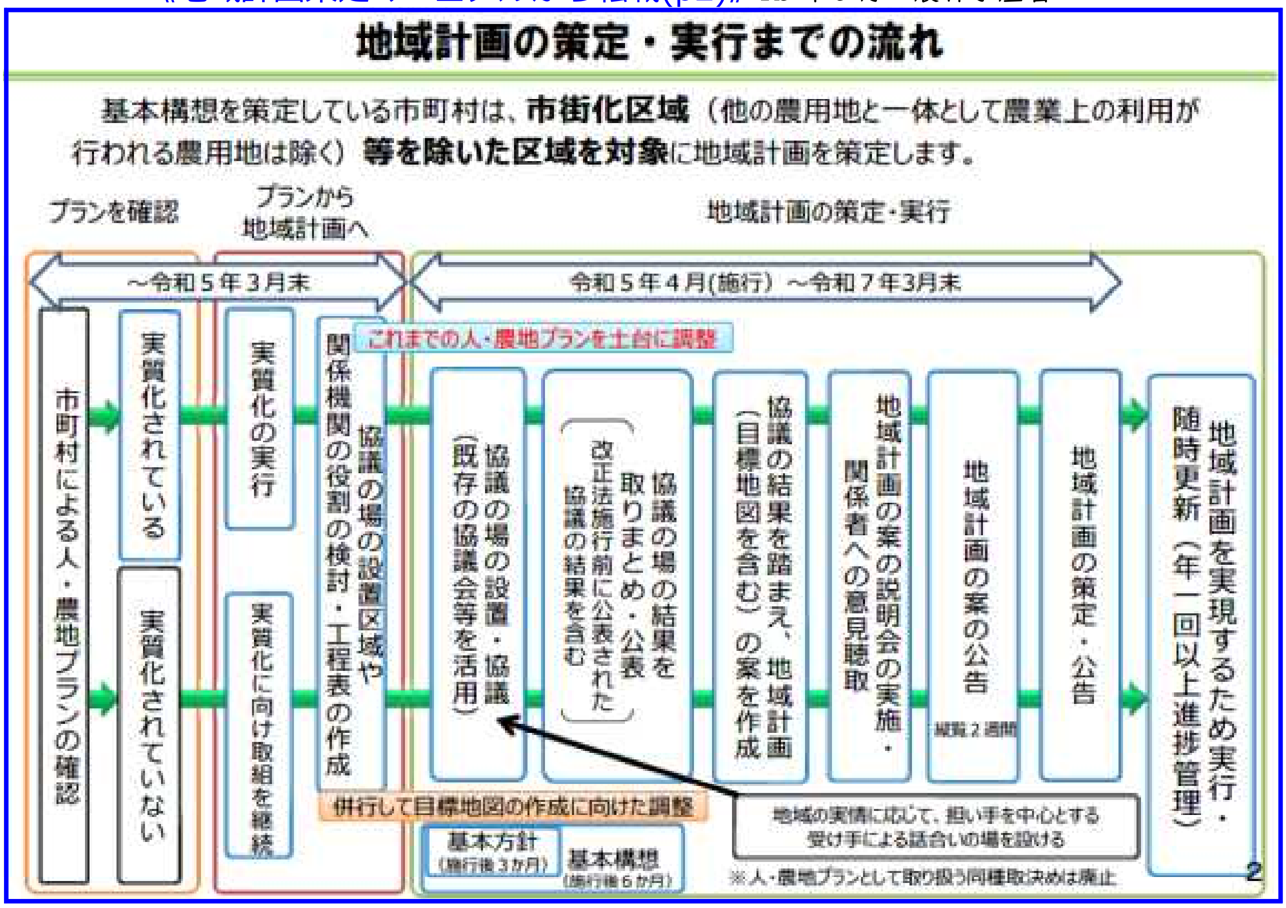
《人・農地プラン(H24〜)》
農業者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加など、地域の農業運営では多様な問題が生じている。農業者同士が話し合いに基づき、
・地域農業における中心経営体の決定、
・農地の集約による経営効率化等
・将来を見据えた農業の在り方を明確にする

市町村による公表

R5 年 4 月
改正法施行

《地域計画(R7年3月までに策定)》
農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定される、将来の農地利用の姿を明確にした設計図。概ね 10 年後を見据え、担い手・農地所有者・農業委員・農地最適化推進委員等を交えて話し合いにより策定する。
計画には将来的に「誰が」、「どのように耕作するのか」を定めた**「集積・集約の将来図(目標地図)」**も含まれる。　― 市ホームページを参考 ―

《地域計画策定マニュアルから転載(p2)》R5 年 5 月　農林水産省



【行動記録】　太字は議員としての公的活動

3/19 ～ 4/8　たなか進と新しい風を起こす会･県議選活動
3/28 ～4/20　村尾市議会報告 No70 編集･印刷作業
　～ 5/2　同上配布作業

【4月】
1、2、3、5、6、8 たなか進候補者選挙運動応援
10　建設課訪問(市民相談による)
14　**議会だより編集委員会**
15　GT 祇園 5 丁目自治会総会
17　**議会運営委員会**(第 2 回定例会開催方法等)
21　**議会だより編集委員会**
22　水道水を考える市民ネット運営委員会
23　下野九条の会総会･記念上映会「荒れ野をひらく希望」
27、5/1　挨拶回り

【5月】
2　下野市民派クラブ連絡会(市民派カフェ開催準備会)
12　**総務常任委員会**
13　市川房枝記念会連続講座政治を揺り動かすⅡ「団体におけるハラスメントの予防と対応に向けた取組について」内田尚子氏(Zoom)
14　下野市民派クラブ主催「下野市民派カフェ～議会報告＆意見交換会」
20　**南河内小中学校体育祭参観**／とちぎ地域自治研究所総会･記念講演「教育･保育における DX 」児美川孝一郎氏(宇都宮市)
21　下野つばさの会総会･記念公開講演会「東大教授が若年性アルツハイマー症になる」若井克子氏
24　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**
25　**議会だより編集委員会**/下野市民派クラブ連絡会
27　板の会「スケートボード体験会」参観／下野市水道水市民ネットワーク運営委員会
28　ＧＴ祇園 5 丁目自治会美化キャンペーン活動
29　生活学校やよい会総会

【6 月】
5/31 ～ 6/15 **市議会第2回定例会**
　5/31、6/1、2、5、15 日　**本会議**
　　2 日　**村尾一般質問**
　　7日　**総務常任委員会**
　　8 日　教育福祉常任委員会傍聴
　　13 日　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**
　　15 日　**議会だより編集委員会**

3　「｢発達障害｣という診断の背後にあるもの～子どもの発達障害はなぜ増えるのか｣米田倫康氏(Zoom)／原発いらない栃木の会総会･記念講演「原発回帰の問題点とあるべきエネルギー政策」大島堅一氏(宇都宮市)
10　市川房枝記念会連続講座政治を揺り動かすⅡ「ジェンダー平等を阻むバックラッシュ」井田奈穂氏(Zoom)
11　北里大学同窓会栃木支部講演会「北里柴三郎の人となり」北里英郎氏(Zoom)
18　**ティーボール大会開会式**(大松山運動公園)
20　**自治基本条例検討委員会**(議会代表)
26　会派下野市民派クラブ連絡会
29　**議会だより編集委員会**



6/18 ～ 22　議会だより No69 原稿執筆
6/22 ～ 7/14　村尾議会報告 No71 編集･印刷作業

～あれこれ～



■グリーンタウンに転居したとき、友人達が転居のお祝いにとプレゼントしてくれた幸福の木(ドラセナ)、今年も数年ぶりに花を咲かせた。我が家と同じ歳を取っている。手入れもせず可哀想なのだが、これまで4、5回花を咲かせている。枝が伸びて天井に着いてしまうと、上部を切り取り水に差しておく。根が出たら植木鉢に植えると根を張るのだから逞しい。花は芳香があり蜜を垂らす。健気に生きてきたね、花を見る度に感動します。■一方、同じ時期に頂いた観葉植物のパキラはまだ生き延びているけど風前の灯火。一度だけ花が咲いた。こちらも芳香があり蜜を滴らせる。元気にしてあげなくちゃと思いつつ、後回しになって････。植物には随分と殺生してきたな････。

■この号は報告議案も少ないので、パット書けると侮っていた。でも、手を付けてみると、どのようにまとめたら良いのか難しかった。先ずは制度を知ることから、そして質問事項を詰めるのだが、その結果をどにょうに報告するかが難しい。悩ましかった。結局は文字ばかりのレポートになってしまいました。目を通し、読んでくれる方がいらっしゃったら嬉しいです。この作業に集中できなかったこともあるのですが。(2023.7.11 記)



■鳥取県の改正個人情報保護条例のポイントをEWBサイトでみた。驚いた、私が意見として市や議会に提案してすべて却下された事項が、しっかりと盛り込まれていた！

【鳥取県の個人情報保護条例】:特徴

○国では自治体条例は個人情報法施行条例とせよとの指導(助言？)があったが、従前の「個人情報保護条例」を全面廃止し全面的に改正した。
名称は従前と同じ｢鳥取県個人情報保護条例｣
○県の責務には個人情報の取り扱いについて本人の権利利益を侵害しないよう最大限の配慮
○基本理念に、死者情報は、死者の尊厳が社旗の基礎であるとの見地から、社会通念に照らし慎重に取り扱われなければならない。
○保有する死者の情報については、最大限の配慮しなければならない

全国知事会会長平井知事のところだ